

## 大阪シティバス株式会社行動計画（第4回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、出産手当・出産一時金や社会保険料免除、育児休業給付など諸制度の周知や情報提供を行う

#### <対策>

- 平成27年4月～ 制度に関するリーフレット等を社員に配布するなど制度の周知を徹底する。

目標2：効率的な時間活用の観点より働き方を見直すべく、ノー残業デーの推進を図る。

#### <対策>

- 平成27年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成27年冬～ 机上部門の月1回ノー残業デーを設定実施。  
実質的な定着に向け、各部において啓蒙活動を実施する。